

公益財団法人加藤山崎教育基金
第 20 回（令和 8 年度）加藤山崎奨学金 募集要項

**学業全般もしくは文化・芸術・科学分野のいずれかで
 優秀な成績を収めている児童・生徒へ奨学金を給付します**

1. 応募資格 次の1-1から1-3のすべてに該当する者

- 1-1. 日本国内の学校（国公立・私立を問わない）に在学する小学5年生、中学2年生、高校2年生（義務教育学校および中高一貫校も応募可能。ただし、特別支援校、養護学校、高等専門学校、専修学校は除く。）
- 1-2. 学業全般もしくは文化・芸術・科学分野で優秀な成績をおさめており、品行方正である者
 * 前年度の全履修科目の評定値の平均が4.3以上、5段階評価でない場合はそれに準ずる成績を目安とする。また、小学校等で評定平均の算定ができない場合でも応募は可能。
- 1-3. 学校長が推薦する者(1校につき3名まで応募可能)
 (義務教育学校に関しては小学5年生および中学2年生から各3名まで、中高一貫校に関しては中学2年生および高校2年生から各3名まで応募可能。)

* 他団体等の奨学金を受給していても応募可能です。当財団の加藤山崎修学支援金との併願は可能ですが、採用の場合はどちらか一方になります。

* 推薦の際、校内選考時に生じうる諸事への対処は、各学校の責任において行ってください。

2. 奨学金の使途

- 2-1. 学業もしくは文化・芸術・科学分野等、給付対象となる分野での諸活動費
 2-2. 学業向上もしくは給付対象となる分野で必要となる経費（学費等）への充当

3. 奨学金の給付回数および給付額

給付回数	採用した年度内に 1 回限り		
給付額 (返還不要)	小学 5 年生	中学 2 年生	高校 2 年生
	2 万円	3 万円	5 万円

4. 応募方法

学校担当者が、当財団HP内の『**KYEFオンライン申請システム** (<https://www.kyef.or.jp/entry>)』から応募してください。推薦理由等を**申請システム**に入力し、必要書類は**PDF形式ファイル**を登録してください。

- * 保護者や児童・生徒が直接応募することはできません。
- * 申請に関する詳細は、別紙『オンライン申請について』をご参照ください。
- * 郵送・メール・FAXでの応募は受け付けておりません。

■ 必要書類 ■

書類	準備・作成者	内容
願書(児童・生徒用) ^{※1}	児童・生徒	奨学金の使途・自己PR等 (児童・生徒本人の自筆のこと)
申請承諾書 ^{※1}	学校長 (学校担当者)	募集要項を確認の上、学校長が記名押印 (記名は自筆・パソコン入力のいずれでも可)
前年度の成績を 証明する書類	学校担当者 または保護者	成績証明書・通知表・指導要録など、 前年度 の 全履修科目の成績がわかるもの (例：中学2年生の場合は、中学1年時の成績)

※1 当財団HP (<https://www.kyef.or.jp>) からダウンロードしてください。

5. 採用予定人数

約 250 名

6. 応募期間

令和8年5月7日(木)～6月19日(金) 17:00 (オンライン申請受付時間)

* 理由の如何に関わらず、締切時間を過ぎてからの応募はお受けできません。

7. 選考方法

申請内容に基づき、選考委員会で審議・選考の上、理事会にて決定します。

8. 選考結果通知および奨学金の給付

8-1. 8月末までに、**学校宛**に選考結果を書面で通知します。

8-2. 奨学金は、原則として選考結果通知後に、学校長宛に送金します。

(学校管理の預貯金口座への振込 または 普通為替証書での送金となります。)

8-3. 学校長の責任において、本人に給付してください。

* 奨学金は、学校長から物品に充当して給付することも可能です。

* 詳細は、給付決定後に配布される『給付説明資料』をご参照下さい。

* 選考内容に関する問い合わせには、一切応じられません。

9. 贈呈式

10月～11月に開催を予定しています。

* 採用された児童・生徒の中から数名を招待する予定です。(招待する児童・生徒には、学校を通して事前に招待状をお送りします。)

10. 報告

採用年度と卒業年度の2月から3月に児童・生徒の自筆による『報告書』(指定様式)を、学校を通して当財団宛に提出していただきます。尚、報告書未提出の学校は、翌年度以降の応募を受け付けませんのでご注意ください。

11. 提出書類の取り扱いについて

提出書類は、一定期間保管した後、破棄します。

12. 個人情報の取り扱いについて

提出書類に記載された情報は、選考作業、選考結果の通知、贈呈式等の各種行事の案内、その他本事業に関する業務のために使用します。

■ 問い合わせ先 ■

〒157-0067 東京都世田谷区喜多見1-18-6

公益財団法人加藤山崎教育基金 事務局

TEL: 03-3417-2231 FAX: 03-3417-2236

受付時間: 9:30～12:00、13:00～17:00 (土日祝日を除く)

URL: <https://www.kyef.or.jp/>

E-mail: info@kyef.or.jp



公益財団法人加藤山崎教育基金
第 18 回（令和 8 年度）加藤山崎修学支援金 募集要項

**教育関係費の支援を特に必要とする家庭の
 学習に意欲的または成績優秀な児童・生徒へ奨学金を給付します**

1. 応募資格 次の1-1から1-4のすべてに該当する者

- 1-1. 日本国内の学校(国公立・私立を問わない)に在学する小学4、5、6年生、中学生、高校生
 (中高一貫校および義務教育学校も応募可能。ただし、特別支援校、養護学校、高等専門学校、専修学校は除く。)
- 1-2. 前年度の全履修科目の評定値の平均が2.7以上、5段階評価でない場合はそれに準ずる成績の者
- 1-3. 学習に意欲的または成績優秀で品行方正である者
- 1-4. 学校長が推薦する者(1校につき3名まで応募可能)
 (義務教育学校に関しては小学校課程：4学年～6学年および中学校課程から各3名まで、中高一貫校に関しては中学校課程および高校課程から各3名まで応募可能。)

- * 他団体等の奨学金を受給していても応募可能です。当財団の加藤山崎奨学金との併願は可能ですが、採用の場合はどちらか一方になります。)
- * 世帯の年間所得は200万円未満を目安とします。選考は願書内容や成績・家族構成等も考慮して行いますので、所得目安は給付を保障するものではありません。また、世帯所得が目安を上回っていても応募は可能です。
- * 推薦の際、校内選考時に生じうる諸事への対処は、各学校の責任において行ってください。

2. 修学支援金の使途

- 2-1. 学業に関する費用（授業料、学用品等）
- 2-2. 学校生活を送るのに必要となる費用（給食費、修学旅行費等）

3. 修学支援金の給付期間および給付額

給付期間	採用時に在学する学校/課程を卒業するまでの期間（最大3年間）		
給付額 (返還不要)	小学生	中学生	高校生
	年額 5万円	年額 5～7万円 ^{※1}	年額 5～10万円 ^{※1}

※1 給付額は選考委員会で申請内容を精査し、全体の応募状況等も考慮しながら総合的に決定します。

4. 応募方法

学校担当者が、当財団HP内の『KYEFオンライン申請システム (<https://www.kyef.or.jp/entry>) 』から応募してください。推薦理由等を申請システムに入力し、必要書類はPDF形式ファイルを登録してください。

- * 保護者や児童・生徒が直接応募することはできません。
- * 申請に関する詳細は、別紙『オンライン申請について』をご参照ください。
- * 郵送・メール・FAXでの応募は受け付けておりません。

■ 必要書類 ■

書類	準備・作成者	内容
願書(保護者用) ^{※2}	保護者	3ページ「応募書類の作成について(児童生徒・保護者用)」の1および2参照
願書(児童・生徒用) ^{※2}	児童・生徒	
申請承諾書 ^{※2}	学校長 (学校担当者)	募集要項を確認の上、学校長が記名押印 (記名は自筆・パソコン入力のいずれでも可)
前年度の成績を証明する書類	学校担当者 もしくは保護者	成績証明書・通知表・指導要録など、前年度の全履修科目の成績がわかるもの (例：中学1年生の場合は、小学6年時の成績)
収入や控除に関する書類	保護者および 保護者勤務先	3ページ「応募書類の作成について(児童生徒・保護者用)」の別表参照 * 世帯により必要な書類が異なります。

※2 当財団のHP (<https://www.kyef.or.jp>) からダウンロードしてください。

5. 採用予定人数
約 200 名

6. 応募期間

令和8年5月7日(木)～6月19日(金) 17:00 (オンライン申請受付時間)

* 理由の如何に関わらず、締切時間を過ぎてからの応募はお受けできません。

7. 選考方法

申請内容に基づき、選考委員会で選考の上、理事会にて決定します。

8. 選考結果通知および修学支援金の給付

8-1. 8月末までに、**学校宛**に選考結果を書面で通知します。

8-2. 修学支援金は、原則として選考結果通知後に、**卒業までの給付総額を一括して**、学校長宛に送金します。(学校管理の預貯金口座への振込 または 普通為替証書での送金となります。)

8-3. 学校長の責任において、本人に給付してください。原則として、毎年1回、年額ごとの給付をお願いします。

* 詳細は、給付決定後に配布される『給付説明資料』をご参照下さい。

* 選考内容に関する問い合わせには、一切応じられません。

9. 贈呈式

10月～11月に開催を予定しています。

* 採用された児童・生徒の中から数名を招待する予定です。招待する児童・生徒には、学校を通して事前に招待状をお送りします。

10. 報告

給付期間中の毎年1回(2～3月)、学校長および本人の『報告書』(指定様式)を、学校を通して当財団宛に提出していただきます。尚、報告書未提出の学校は、翌年度以降の応募を受け付けませんのでご注意ください。

11. 提出書類の取り扱いについて

提出書類は、一定期間保管した後、破棄します。

12. 個人情報の取り扱いについて

提出書類に記載された情報は、選考作業、選考結果の通知、贈呈式等の各種行事の案内、その他本事業に関する業務のために使用します。

■ 問い合わせ先 ■

〒157-0067 東京都世田谷区喜多見1-18-6

公益財団法人加藤山崎教育基金 事務局

TEL: 03-3417-2231 FAX: 03-3417-2236

受付時間: 9:30～12:00、13:00～17:00 (土日祝日を除く)

URL: <https://www.kyef.or.jp/>

E-mail: info@kyef.or.jp



オンライン申請について <必ずお読みください>

1. はじめに

教育現場支援プロジェクト、加藤山崎奨学金、加藤山崎修学支援金のいずれもオンライン申請システムでの応募となります。郵送・メール・FAX等では受け付けていませんのでご注意ください。

2. 応募方法

当財団ホームページ内の【KYEF オンライン申請システム】より応募してください。詳しい入力方法は、システムトップページからダウンロード可能な「オンライン申請ガイド」を参照してください。

応募にはID(メールアドレス)登録が必要となります。ID^{*1}は学校単位で学校担当者が登録してください。(保護者や生徒は登録できません。)1つのIDから、すべての事業の応募が可能です。^{*2}

*1 応募には、最新年度のIDが必要となります。過去に登録している学校も、あらためて登録をお願いします。

*2 中高一貫校や義務教育学校で、それぞれの課程に加藤山崎奨学金、加藤山崎修学支援金の応募者がいる場合は、個別にID登録をしてください。

3. 注意事項

《申請期限について》

申請手続きや書類に不備がある場合、受理できないことがあります。また、締め切りを過ぎた応募は受理できません。ネットワーク通信環境等により申請に時間がかかる場合もありますので、期日に余裕をもって申請してください。

《応募書類登録について》

応募書類はスキャン等で作成したPDF形式ファイルでシステムに登録いただきます。登録の際は、下記の点に注意してください。

- ・書類は種類毎に、1つのファイルにまとめて登録してください。
- ・不足・不備(例:文字が判読出来ない、書類の一部が表示されていない等)がないことを確認してください。
- ・ファイルを開いた時に書類が正しく読める向きであることを確認してください。

《応募完了確認について》

応募申請が完了すると、登録のメールアドレスにメールが届きます。また、システム上のステータスが「受付完了」となり、「受付番号(sx-○○○○○○○:数字6桁)」が表示されます。

例年情報を入力、応募書類を登録した状態で保留になっているケースがみられますので、必ず受付番号の表示・メールの受信で応募申請が完了していることを確認してください。

**第 18 回（令和 8 年度）加藤山崎修学支援金
応募書類の作成について（児童生徒・保護者用）**

児童生徒・保護者の方は、以下の書類を準備し、学校の担当者へ提出してください
(学校から加藤山崎教育基金への応募締め切りは、令和8年6月19日(金)17:00 です)

1. 願書（保護者用）※¹

保護者の**自筆**でお願いします。

内容および字数 : 修学支援金を希望する理由。700文字以内

: 修学支援金の使途。200文字以内

2. 願書（児童・生徒用）※¹

児童・生徒本人の**自筆**でお願いします。(電子化しますので濃くはっきりと記入してください。)

2-1. 内容 : 将来やりたいこと、目標、勉学にどのように励んでいるか、応募した理由等。

2-2. 字数 : 小学生800字程度、中学生1,200字程度、高校生1,600字程度。

※¹ 当財団のHP (<https://www.kyef.or.jp/>) からダウンロードしてください。

3. 所得・控除に関する証明書類

世帯により必要な書類が異なります。別表を確認の上、該当書類を提出してください。

別表

生活保護を受給していない世帯	すべての世帯 * 就学者を除く <u>生計を一つにする家族全員分</u> を提出してください。 * 無職などの収入がない方、年金受給者、予備校生も提出が必要です。	令和7年1月～令和7年12月の所得が確認できる書類（下記1～3のいずれか1点） 1. 令和8年度所得証明書 2. 令和8年度課税証明書/非課税証明書 3. 令和8年度特別徴収税額の決定・変更通知書 ※ 1、2は、 <u>自治体で取得できます</u> 。発行開始日は自治体により異なりますので、お住まいの自治体に確認ください。 ※ 源泉徴収票は不可
	給与・公的年金以外の収入がある世帯 (自営業、不動産所得、配当等)	令和7年分の確定申告書の控え
	令和7年と令和8年で年間収入に変更が見込まれる世帯 (就職・転職・退職等)	年間収入(見込)額記載書 該当者が複数いる場合は、該当する人数分の提出が必要です。
	障害のある人がいる世帯 (本人を含む)	身体障害者手帳（写） 精神障害者保険福祉手帳（写） 療育手帳（写） 等
生活保護を受給している世帯	すべての世帯	生活保護決定通知書または生活保護受給証明書 * 収入に関する証明書の提出は不要です。
	障害のある人がいる世帯 (本人を含む)	身体障害者手帳（写） 精神障害者保険福祉手帳（写） 療育手帳（写） 等

* (写) の記載のない証明書類も、写しの提出でも問題ありません。